

税金

固定資産税納税通知書の発送

平成 29 年度の固定資産税納税通知書を 4 月 10 日（月）頃発送します。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、内容の確認をお願いします。

●課税明細書の確認例

【土地】▷住宅用地の場合、「小規模住宅用地（200㎡以下の部分）」および「住宅用地（201㎡以上の部分）」の軽減特例が適用されているか

【家屋】▷主体構造は正しいか ▷取り壊した家屋が載っていないか ▷新しく建てた家屋が載っているか
▷新築住宅の場合、新たに課税されることになった年度から 3 年度（認定長期優良住宅の場合 5 年度）分・3 階建以上の中高層耐火住宅は 5 年度（認定長期優良住宅の場合 7 年度）分に限り 120㎡までの床面積部分について課税標準額が 2 分の 1 になっているか

●固定資産税の納期限 ▷第 1 期 5 月 1 日（月）▷第 2 期 7 月 31 日（月）▷第 3 期 12 月 25 日（月）
▷第 4 期 平成 30 年 2 月 28 日（水）

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

- 縦覧期間 4 月 1 日（土）～5 月 1 日（月）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※閉庁日を除く
- 縦覧場所 税務課（1 階 18 番窓口）
- 縦覧できる人 市内の土地または家屋に係る平成 29 年度固定資産税の納税者 ●手数料 無料
- 持ち物 ▷納税者本人の場合、本人であることを確認できる身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）
▷代理人の場合、本人からの委任状と代理人の身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）

固定資産課税台帳の閲覧

4 月から平成 29 年度の課税台帳の閲覧ができます。

- 閲覧期間 4 月 1 日（土）～平成 30 年 3 月 31 日（土）※閉庁日を除く
- 閲覧場所 税務課（1 階 18 番窓口）または、各支所地域課
- 手数料 1 通 300 円 ※縦覧期間中の 4 月 1 日（土）～5 月 1 日（月）は無料です。
- 持ち物 ▷上記縦覧帳簿の縦覧の持ち物と共通 ▷借地借家人が該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸借契約書など、当該資格を証明する書面・借地借家人本人であることを確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）

固定資産税の調査について

土地・家屋・償却資産の調査を随時行っています。宅地等への調査の際はご理解とご協力をお願いします。

☎税務課家屋担当・土地担当（家屋担当）☎71・2482（土地担当）☎71・2483（共通）☎72・2065

寄付・寄贈のお礼（9/27～12/20）【敬称略】

▷穂高ライオンズクラブ 会長 望月正明 100,000 円 小・中学校へ図書購入費として▷医療法人 仁雄会穂高病院 理事長 古川穰 111,960 円 健康推進体操事業のためとして▷立正佼成会松本教会 教会長 堀内千恵子 50,000 円 福祉のためとして▷株式会社マル井 代表取締役 井口章 ①木製書架（埼玉福祉会製 1 台）②デジタルカメラ（Canon 製 1 台）市中央図書館へ▷明科ライオンズクラブ ①パンフレットスタンド 5 段 1 台②書籍 7 冊 明科中学校へ▷穂高西小学校 P T A 30 周年記念事業実行委員長 佐々木良 彫刻と台座（荻原碌山作「小児の首」像 1 体）穂高西小学校へ▷丸山昭三 卓球台・ラケット等 明科中学校へ▷中央大学学員会長野中央支部支部長 小林治雄 自走型車いす BAL-1 2 台 市へ▷降幡悦子 書籍「わいこぼっかがもどってきた」17 冊 市内小・中学校 17 校へ▷安曇・穂高・明科ライオンズクラブ ノムラモミジ（胴回り 50cm、高さ 8m）市役所庁舎へ▷安曇野シルバー人材センター 理事長 佐々木胤明 門松 1 対（2 個）市役所庁舎へ

市が認定した特定開発事業

まちづくりの目標像および基本方針に反しない内容の開発事業として、以下の事業を認定しました。

申請者	明科第一交通株式会社 代表取締役 上條 良民
認定日	平成 28 年 12 月 7 日
申請場所	安曇野市豊科南穂高 6431 番 5 外 1 筆
申請の目的	旅客自動車運送業（用途変更）

申請者	北澤 一男
認定日	平成 28 年 12 月 7 日
申請場所	安曇野市穂高有明 5896 番 1 外 3 筆
申請の目的	大衆演劇場（用途変更）

申請者	森村 隆訓 森村 重世
認定日	平成 29 年 1 月 18 日
申請場所	安曇野市堀金烏川 699 番 32 の内
申請の目的	一般住宅

申請者	有限会社ヤマシヨ 代表取締役 山口 長武
認定日	平成 29 年 1 月 18 日
申請場所	安曇野市穂高高原 3424 番 3 外 1 筆
申請の目的	店舗（薪ストーブの販売）

申請者	株式会社有賀電気工事 代表取締役 有賀 繁昌
認定日	平成 29 年 2 月 13 日
申請場所	安曇野市穂高北穂高 2786 番 6 外 2 筆
申請の目的	太陽光発電施設

申請者	株式会社新栄土地 代表取締役 百瀬 元明
認定日	平成 29 年 2 月 13 日
申請場所	安曇野市三郷明盛 2959 番 5 外 2 筆
申請の目的	建売住宅（5 戸）

☎建築住宅課開発調整係
☎71・2243 ☎72・3569

不動産評価等の無料相談会

不動産鑑定評価制度に対する理解を深めることを目的に県内 7 会場で行います。詳細は（一社）長野県不動産鑑定士協会へ問い合わせください。

【最寄りの会場】

- 日時 4 月 6 日（木）午前 10 時～午後 4 時（正午から午後 1 時までには休憩時間）
 - 場所 松本市役所 4 階第 2 応接室
 - 申し込み 不要。直接会場へお越しください。
- ☎（一社）長野県不動産鑑定士協会
☎026・225・5228



漏水などによる水道料金の減免制度を一部改正

☎経営管理課庶務担当
☎71・2271 ☎72・3176

宅内に埋設された水道管から漏水し、修理を行った場合などに、市に申請することで一部水道料金が減免されます。
この制度について、使用者に給水装置をより適正に管理していただくとともに、料金を減免し、この還付を迅速に行うため、4 月 1 日から一部改正します。

●改正後

- ①水道料金および下水道使用料の滞納のない人を対象。
- ②漏水発見後 1 年以内に修理を行い、漏水修理完了から 1 か月以内に申請した場合。
- ③減免した料金は使用者名義の口座へ還付。



●対象

次の要件を確認の上、申請してください。

●減免の対象になる場合

- ①市の指定給水装置工事事業者（指定事業者）で修理
 - ②発見が難しい地中、床下および壁内での漏水
 - ③ボールタップの故障
 - ④管理人が常駐しない公的施設および公共施設で発生した不慮の事故
 - ⑤不特定の者による屋外蛇口の開放等
- 減免の対象にならない場合
①指定事業者以外の者が修理
②地中、床下および壁内以外で

●の漏水

- ③温水ボイラー等の破損および故障
 - ④漏水を知らずに修理を怠っていた
 - ⑤水道料金および下水道使用料を滞納している
 - ⑥不正工事により施工された給水装置
- その他 水道料金の減免が決定した場合、下水道使用料も減免となります。